

平成 26 年 6 月 10 日  
家庭エコ診断制度運営事務局  
(一般社団法人 地球温暖化防止全国ネット)

## **うちエコ診断実施機関及び独自の家庭向けエコ診断の実施主体 倫理規程**

**第一条** この規程は、環境省「家庭エコ診断制度」におけるうちエコ診断実施機関及び独自の家庭向けエコ診断の実施主体(以下、「診断実施機関」という)が、診断を実施する際の行動規範について定める。

**第二条** 診断実施機関は、本倫理規程を誠実に遵守するとともに遵法精神に基づき、診断受診家庭の利益を最大限に実現しなければならない。

**第三条** 診断実施機関は、受診者に対してその活動の適正、公平さを保つために必要な情報を開示し、専門家として活動するよう努めなければならない。

**第四条** 診断実施機関は、資格・認可が必要とされる活動については、法の定める資格・認可を得ることなく、かかる活動を行なってはならない。

**第五条** 診断実施機関は、活動上知り得た受診家庭の秘密を守り、節度ある行動をとらねばならない。

**第六条** 診断実施機関は、本認定結果や名称等を濫用し、また、虚偽、誤解を招くような行為等により自分自身や業務についての情報提供や勧誘活動をしてはならない。

**第七条** 診断実施機関は、所定の方法論に基づく診断以外の自己の活動や見解について、環境省、制度運営事務局等が責任をもつような印象を受診家庭に与えてはならず、自己の活動や見解は自己の責任において実行していることを自覚しがち、受診家庭に対してもその旨を伝えなければならない。

**第八条** 診断実施機関は、認定期間を超えて本認定結果を行使してはならない。